

愛媛県暴力団排除条例制定



この条例は、社会に著しい悪影響をもたらす暴力団を一掃するために、警察と県民等が一体となって排除活動を推進していくための具体的な方法を規定しています。詳しくは、本県警察ホームページをご覧ください。

条例の主な内容(違反者に対する措置及び罰則)

青少年の健全育成を図るための暴力団事務所排除

☆ 学校等の施設周辺区域における暴力団事務所の開設・運営が禁止されます。



学校等



〇△◇組事務所

200m以内の開設・運営は禁止

★ 罰則 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

事業者の暴力団員等に対する利益供与の禁止



暴力団の威力を利用する目的、暴力団の活動又は運営に協力する目的で利益を供与することが禁止されています。

★ 違反者に対する措置
事実の調査・勧告・公表

暴力団員等が利益の供与を受けることの禁止

暴力団員等が、情を知って利益の供与を受けることが禁止されています。

★ 違反者に対する措置
事実の調査・勧告・公表

祭礼等からの排除

公共性の高い「祭礼」「花火大会」等の行事から暴力団を排除するため、主催者及び運営に携わる者は、行事に関して

- ・ 暴力団を利用する
- ・ 暴力団員を運営に関与させる
- ・ 暴力団員をみこし等の運行又は露店の出店に参加させることが禁止されています。



★ 違反者に対する措置
事実の調査・勧告・公表



不動産の譲渡等をしようとする者の講ずべき措置等

不動産の譲渡等を行う場合、暴力団事務所に使用されることを知っての

- ・ 不動産の譲渡等をする
 - ・ 不動産契約の代理又は媒介をする
- ことが禁止されています。

★ 違反者に対する措置
事実の調査・勧告・公表



平成22年8月1日施行



県民等の安全で平穏な生活を確保